

厚生労働大臣の定める揭示事項

1. 当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料に関する事項

(1) 当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。

(2) 当院は「一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 4）（38 床）」を関東信越厚生局に届出をおこなっています。

1 日に 8 人以上の看護職員（看護職員・准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員の 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。

夕方 17 時から朝 9 時まで、看護職員の 1 人当たりの受け持ち数は 13 人以内です。

(3) 当院は、患者さんの負担による付添看護は認められていません。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制について

(1) 当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

4. 入院時食事療養に関する事項

(1) 当院は、厚生労働大臣が定める基準による、入院時食事療養（1）及び入院時生活療養（1）を関東信越厚生局に届け出ており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）に適温で提供しています

5. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定のわかる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療に係る受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

ただし、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるため、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

6. 保険外負担に関する事項

(1) 当院では、以下の項目について、別紙の金額にて使用量・利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

- 1) 各種診断書料 2) 各種予防接種料 3) 各種健康診断料
4) 入院費自己負担料 5) おむつ代 6) 日用品費 7) その他の料金

※詳細は別紙料金表に記載。

なお、衛生材料費等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収はおこなっておりません。

7. 関東信越厚生局への届出に関する事項

当院では、厚生労働大臣が定める基準により、次の施設基準を関東信越厚生局に届出を行っております。

- (1) 機能強化加算 令和4年4月1日算定開始
(2) 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料4） 令和6年8月1日算定開始
(3) 診療録管理体制加算2 令和元年5月1日算定開始
(4) データ提出加算1 令和元年10月1日算定開始
(5) 地域包括ケア入院医療管理料2 令和4年8月1日算定開始
(6) 入院時食事療養（1）及び入院時生活療養（1） 昭和50年1月1日算定開始
(7) 二次性骨折予防継続管理料1,2,3 令和4年4月1日算定開始
(8) 別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院 令和4年8月1日算定開始
(9) 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 令和2年3月1日算定開始
(10) CT撮影及びMRI撮影 令和元年10月1日算定開始
(11) 運動器リハビリテーション料（Ⅱ） 平成26年4月1日算定開始
(12) 酸素の購入単価 令和5年4月1日算定開始

令和6年4月1日
片山整形外科記念病院